宇都宮市営霊園

申　込　み　の　手　引

令和２年４月１日から区画が自由に選べるようになりました。
また，北山霊園第４種も年間を通して，申込みを受け付けています。
※聖山公園第４種は定期募集

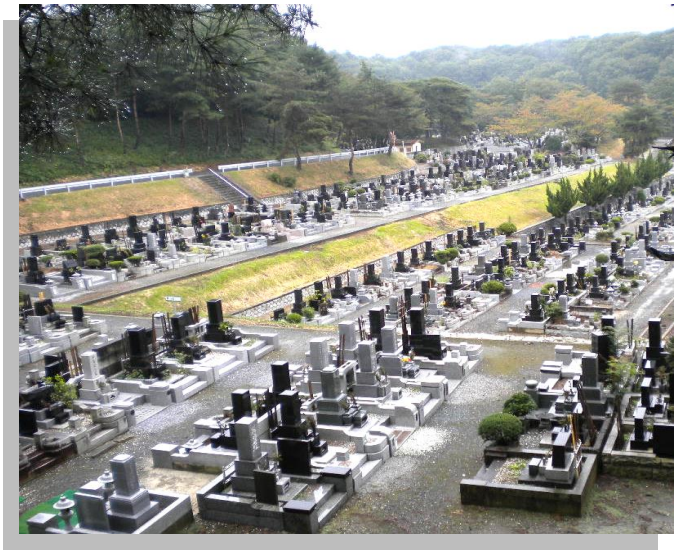

宇都宮市霊園等指定管理者

〇栃木県造園建設業協同組合

（北山霊園・上河内東山霊園・河内霊園・河内北霊園）

〇平石環境システム株式会社

（聖山公園・東の杜公園・八幡山墓地）

募集内容

- ご家族等の方がお亡くなりになられてから早期にお墓をご用意できるよう，原則年間を通して申込みを受け付けています。
  ※　北山霊園第４種は，令和２年４月から随時申込みを受け付けています。
- 使用区画が無い場合は，止むを得ず募集を中止することがあります。
- 聖山公園第４種については，返還区画数が少なく，また使用希望者が多いため，区画の返還があった場合にのみ，年４回（5・8・11・2月）抽選による募集を行います。（定期募集）
  ※　定期募集は，募集月に広報紙及び各霊園管理事務所，各地区市民センター・出張所，生活安心課に設置する定期募集の案内でお知らせします。

霊園・墓地名	種別と区画面積	区画の状況	使用料	管理手数料（年間）
北山霊園	１種（20㎡）	返還区画	1,404,000円	28,600円
	２種（12㎡）		655,000円	17,160円
	３種（6㎡）		250,000円	8,580円
	４種（4㎡）		164,000円	5,720円
聖山公園	４種（4㎡）		190,000円	5,720円
上河内東山霊園	１種（7.5㎡）		215,000円	2,080円
	２種（6.5㎡）		186,000円	2,080円
	３種（5㎡）		130,000円	2,080円
	４種（5㎡）		105,000円	2,080円
	５種（5㎡）		100,000円	2,080円
河内北霊園	１種（4.96㎡）	造成区画・返還区画	250,000円	1,560円
東の杜公園	４種（4㎡）		230,000円	5,720円
	芝生（0.73㎡）		230,000円	6,460円

造成区画：墓地需要に応じられるよう，計画的に新規に造成した区画
返還区画：前使用者が，何らかの理由により墓地使用権を市に返還した区画

東の杜公園では，「長期納骨堂」及び「合葬墓」の申込みを随時受け付けていますので，併せて，ご検討ください。

長期納骨堂：　建物内に一定期間，焼骨を個別に安置するもので，墓地の建立を必要としません。10・20・30年単位で使用ができ，更新も可能です。

合　葬　墓：　１つの墓に多数の焼骨を共同埋蔵する墓。永代に渡って市が管理します。

申込方法

1　申込みの資格

以下のすべての要件を満たす方

①　本市に引き続き６か月以上住所を有している。

※　申込日現在，６か月以上前から本市に住民登録している必要があります。

②　使用できるお墓がない。

③　埋蔵すべき焼骨がある。

※　東の杜公園に限り，焼骨が無くても申込者本人が満７０歳以上の方は申込みいただくことができます。（**高齢者本人募集**）

2　必要書類

以前に市営霊園の抽選に外れた方で再度申込みをされる方は，その内容により書類を省略できることがありますので，申込みの際にお申し出ください。

①　**使用許可申請書**

②　**申立書**

他に使用できる墓地がないこと等の申し立て

③　**申込者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明）**

④　**火葬許可証の原本とその写し**

市営霊園納骨堂をお使いの方は**納骨堂使用許可証**，その他の納骨堂等をお使いの方はその管理者の証明書（**埋蔵等証明書**）

⑤　**死亡者の死亡記事が載っている戸籍謄本（戸籍全部事項証明）又は除籍謄本**

③の申込者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明）に死亡者の死亡記事が載っている場合は不要

⑥　**申立書と改製原戸籍等**

申込者と死亡者との戸籍上の関係がわかるもの

⑦　**委任状**

申込者及びその家族以外の方が申請書を提出する場合に必要

※　③，⑤，⑥の戸籍謄本(戸籍全部事項証明)や改製原戸籍は，コピー不可

※　**高齢者本人募集**の場合は上記①，②，③，⑦及び承継予定者の**戸籍謄本（戸籍全部事項証明）と承諾書**が必要です。

※　申込時に「埋蔵等証明書」を提出される方（納骨堂等をお使いの方）は，使用許可後，実際に焼骨を移動（改葬）する際，「改葬許可証」が必要となりますので，お忘れにならないよう，ご注意ください。

※　事実上婚姻関係にある方，とちぎパートナーシップ宣誓をされた方で，死亡者の戸籍謄本等が取得できない場合には，申込者の名前が記載された火葬許可証や葬儀一式の領収証書等の提出により代用できる場合があります。詳しくは，各霊園管理事務所又は生活安心課にご相談ください。

3 申し込む霊園・墓地の区画の選定

- 申込時に，こちらで提示した区画の中から選んでいただくことになります。申込みの受付が円滑に行えるように，あらかじめ候補区画を複数箇所選んでいただきますようお願いします。（申込前に霊園管理事務所にお越しいただき，現地確認をお願いします。）

※ 河内北霊園や東の杜公園の造成区画は，令和２年４月から，申込者が区画を自由に選べるようになりました。

4 申込書類の提出

- 申込みは，各霊園管理事務所で随時受け付けております。申し込む霊園・墓地で提出先が異なりますのでご注意ください。
  なお，申込書類は生活安心課でお預かりすることもできますが，使用許可は霊園管理事務所で行っているため，使用許可までにお時間をいただきますので，あらかじめご了承ください。
- 申込みの際は，申込書類の確認があるため，時間に余裕をもってお越しください。
- 申込書類に不正や虚偽の記載があった場合は無効とします。また，申込書類に不備があった場合，申込みを受付することができません。特に，２ページの「２　必要書類」における，「⑥申立書と改製原戸籍等」の「戸籍等の添付書類漏れ」にご注意ください。
- 申込みは１人につき１区画です。区画は，申込書類提出時に，こちらで提示した区画の中から選んでいただきます。

※ 霊園管理事務所では，墓地の承継や納骨堂の使用許可等の手続で，窓口が混雑する場合があるため，申込みにお時間をいただくことがあります。また，お盆・お彼岸（秋・春）の繁忙期は，霊園管理事務所が非常に混雑し，申込みにかなりのお時間をいただくことになりますので，可能な限り，繁忙期を避けてお申し込みいただくよう，ご理解・ご協力をお願いいたします。（使用許可証のお渡しが後日になりますので，ご了承ください。）

【申込書類の提出先】

申し込む 霊園・墓地	受付場所	受付時間
北山霊園 河内北霊園 上河内東山霊園	北山霊園管理事務所 宇都宮市岩本町４８３番地 ６２４－０３１６	平日のほか，土曜日，日曜日，祝日も受付 （8:30～17:15） ※ 12/29～1/3 は除く。
東の杜公園	東の杜公園管理事務所 宇都宮市氷室町２２７２番地１ ６６７－８５８８	

5 使用料の納付

- 申込受付後，「使用料」の納付書を送付いたしますので，納期限までに金融機関等で納めてください。
- 納期限内に使用料を納付しない場合，申込みは取消しとなりますので，必ず納期限までに金融機関等で納めてください。

※ 使用料の納付は，使用許可時の１回限りです。

6 使用許可証の受取

- こちらで使用料の納付が確認でき次第，「使用許可証」を送付いたします。
- お墓の建立や焼骨の埋蔵は，使用許可証の交付後となります。工事等の各種手続には「使用許可証」が必要となりますので，工事等お急ぎの方は，各霊園管理事務所までご相談ください。

※ 平日に霊園管理事務所において，申込みと同時に使用料を納めていただければ，その日に「使用許可証」をお渡しすることができます。

7 管理手数料の納付

- 使用許可証の送付に合わせて，「管理手数料」の納付書を送付いたしますので，納期限までに金融機関等で納めてください。
- 使用開始初年度は，使用許可日に応じた月割額となります。なお，年度途中で墓地を返還した場合でも，管理手数料の減額や返還はいたしません。

※ 翌年度以降の管理手数料は，毎年 5 月に納付書を送付いたしますので，納期限までに金融機関等で納めてください。

8 管理手数料の口座振替について

- 翌年度以降の管理手数料は，ご指定の預貯金口座から自動的に振替納付ができる「口座振替」をご利用ください。毎年金融機関等へ納めに行く手間が省け，納付し忘れることを防ぐことができます。
- 口座振替依頼書は，使用許可証と合わせて送付しております。口座番号等の必要事項を記入し、通帳使用印を押印し，金融機関に提出してください。

【口座振替できる金融機関】

足利銀行，みずほ銀行，りそな銀行，埼玉りそな銀行，山形銀行，東邦銀行，群馬銀行，常陽銀行，筑波銀行，大東銀行，栃木銀行，東日本銀行，栃木信用金庫，鹿沼相互信用金庫，烏山信用金庫，ハナ信用組合，横浜幸銀信用組合，中央労働金庫，宇都宮農業協同組合，ゆうちょ銀行

※ 口座振替依頼書が無い場合や口座を変更する場合は，各霊園管理事務所または生活安心課にご連絡いただければ口座振替依頼書を送付いたします。

市営霊園等の管理・運営について

以下の市営霊園等については，指定管理者による管理を行っています。

北山霊園・上河内東山霊園・河内霊園・河内北霊園	栃木県造園建設業協同組合
聖山公園・東の杜公園・八幡山墓地	平石環境システム株式会社

墓地使用上の注意

１　墓地には焼骨以外は埋蔵できません。

２　以下の場合は墓地の使用許可を取り消すことがあります。

- 埋蔵場所を目的外に使用したとき。
- 使用権を譲渡，転貸したとき。
- 使用許可した日から３年を経過しても使用又は施設設置をしないとき。
- 管理手数料を支払わないとき。
- 法令または条例に違反したとき。

３　住所や氏名等に変更があった場合や，墓園使用許可証を紛失した時は，速やかに「墓園使用許可証記載事項変更及び再交付届」に必要書類を添付して届け出てください。

４　使用者の死亡などにより祭祀を引き継いだ方は，速やかに「墓園使用権承継届」を，必要書類を添付して届け出てください。

５　管理手数料は改定する場合があります。

６　使用区画内の維持管理（除草，清掃等）については，使用者が責任を持って行ってください。墓石等を設置していない場合も定期的に除草等を行ってください。

墓地の使用に関する申請・届出について

墓地の使用に関しての申請・届出と必要書類は，次のとおりです。

事　　項	必　要　書　類
墓碑等の設置工事をするとき	○ 埋蔵場所工事施工届 ○ 墓園土地一時使用許可申請書 ○ 墓園使用許可証 ○ 誓約書 ※工事仕様書及び設計図 ※簡易のものは，その他工作物工事届
焼骨を埋蔵又は改葬するとき	○ 墓園使用許可証 ○ 火葬許可証又は改葬許可証
使用者の氏名，住所，本籍に変更があったとき又は墓園使用許可証を紛失したとき	○ 墓園使用許可証記載事項変更及び再交付届 ○ 墓園使用許可証(再交付は 300 円) ○ 住民票（本籍表示があるもの） ※使用者が宇都宮市民の場合には，住民票は必要ありません。 ※宇都宮市民で住民票添付の代わりに個人情報の利用に同意する場合，本人を確認するための書類（健康保険被保険者証，運転免許証，マイナンバーカード等）の提示が必要です。
墓地の使用を承継するとき	○ 墓園使用権承継届 ○ 墓園使用許可証 ○ 承継者の住民票と戸籍謄本（戸籍全部事項証明） ○ 前使用者の除籍謄本 ○ 申立書 ※必要に応じて前使用者と承継者との関係がわかる戸籍 ※承継者が宇都宮市民の場合には，住民票は必要ありません。
墓地を返還するとき	○ 墓園・納骨堂返還届 ○ 墓園使用許可証

墓碑等の設置工事について

1　墓碑等設置の手続き

・　工事着手日の１０日前までに，「埋蔵場所工事施工届」「墓園土地一時使用許可申請書」「墓地の設計図」「誓約書」等を以下の管理事務所へ提出してください。

工事を行う霊園墓地	提出先
北山霊園 河内北霊園 上河内東山霊園	北山霊園管理事務所 所在地　宇都宮市岩本町４８３番地 電　話　６２４－０３１６
聖山公園	聖山公園管理事務所 所在地　宇都宮市上欠町３４５番地１ 電　話　６４５－３７１２
東の杜公園	東の杜公園管理事務所 所在地　宇都宮市氷室町２２７２番地１ 電　話　６６７－８５８８

・　申請した墓地工事の許可後に「工事承認標」を受け取り，作業現場に掲示してください。

・　工事を完了したときは，直ちに承認標を上記の各霊園事務所に返還し，施設等の制限に合っているか検査を受けていただきます。

2 施工上の注意

- 工事区画を間違えないよう，十分確認してから施工してください。
- 工事の際は，墓参者や周辺の墓碑及び施設などに十分注意してください。
- 墓参者に配慮し，休日（土，日，祝日）及び盆，彼岸は，原則として施工できませんのでご協力ください。
- 園内の水道で，作業用具は洗わないでください。
- 廃材や掘削土は，責任をもって処分してください。
- 万一，周辺の墓碑及び施設などに破損等のあった場合は，管理事務所に報告するとともに，速やかに原状回復等の適切な対応をしてください。
- 作業終了後は，必ず清掃してください。
- 墓碑等の設置基準は，各霊園・墓地で異なります。改葬により，市営霊園・墓地間で墓を移転(例えば，東の杜公園から北山霊園へ改葬など)する場合，移転先の霊園・墓地の設置基準で墓を設置していただくことになりますので，十分注意してください。
- 墓碑の向きなど，墓を設置する際の制限は必ず守ってください。
- 碑石の設置は，１区画につき１基とします。
- 高さ制限基準点である「G.L.」は，埋蔵場所前面の園路面の中心とします。

※ 東の杜公園は，園路がアスファルト舗装の上，約１cm.の豆砂利舗装のため，運搬車・クレーン車（キャタピラ車）の使用時は，園路と車両の間に敷板等を入れるなど破損しないようにお願いします。

墓碑等の設置基準

墓地に設置できる墓碑等の設置基準は，次のとおりです。　　（単位：メートル）

霊園・種別		間口×奥行き	盛　土	囲　障	碑　石	門　柱	灯篭 五輪塔 地蔵尊塔	塔婆立 墓誌 擬宝珠（ぎぼし）	樹　木
北山霊園	第１種 ２０㎡	3.94 × 4.97	0.5	1.0	2.5	1.2	2.0	2.0	3.0
	第２種 12㎡	2.94 × 3.97	0.5	1.0	2.5	1.2	2.0	2.0	3.0
	第３種 ６㎡	1.94 × 2.97	0.3	0.6	1.8	0.8	1.5	1.0	2.0
	第４種 ４㎡	1.74 × 2.17	0.3	0.6	1.8	0.8	1.5	1.0	2.0
聖山公園	第４種 ４㎡	1.74 × 2.17	0.3	0.6	1.8	0.8	1.5	1.0	1.0
東の杜公園	第４種 ４㎡	1.74 × 2.17	0.3	0.6	2.1	0.8	1.5	1.5	1.0
その他の制限		○　埋蔵場所の入り口は，埋蔵場所前方の園路側とする。 ○　碑石の向きは，園路側を正面とする。 ○　碑石は，園路より「１m.以上」離すこと。 ○　カロートの深さは，測定基準点から０．５m.以内とする。							

※別図１参照

霊園・種別		間口×奥行き	盛　土	囲　障	碑　石	門　柱	灯篭 五輪塔 地蔵尊塔	塔婆立 墓誌 擬宝珠（ぎぼし）	樹　木
東の杜公園	芝生 0.73㎡	0.68 × 1.08			0.6				
その他の制限		○　墓碑の向きは市が指定する方向とする。 ○　碑石のほか，花立及び香炉のみ設置することができる。 ○　碑石等は納骨室の蓋の上に設置する。 ○　納骨室天端を測定基準とすること。							

※別図２，３参照

霊園・種別		間口×奥行き	盛　土	囲　障	碑　石	門　柱	灯篭 五輪塔 地蔵尊	塔婆立 墓誌 擬宝珠	樹　木
上河内 東山霊園	第１種 7.5㎡	3.0 × 2.5	0.3	0.6	1.8	0.6	1.8	1.0	2.0
	第２種 6.5㎡	2.6 × 2.5							
	第３種 5㎡	2.0 × 2.5							
その他の制限		○　図面作成の際，区画境界から内々2.5cm.で作成すること。							

※別図１参照

霊園・種別		間口×奥行き	盛　土	囲　障	碑　石	門　柱	灯篭 五輪塔 地蔵尊	塔婆立 墓誌 擬宝珠	樹　木
河内北霊園	第１種 4.96㎡	1.82 × 2.73	0.3	0.6	2.0	0.7	1.3	1.2	1.2
その他の制限		○　使用区画に型枠分が含まれているため，互いに型枠分 2.5cm.ずつ内々の寸法で図面を作成すること。（下図参照） ○　園路測地先境界ブロック天端を測定基準とすること。							

※別図１参照

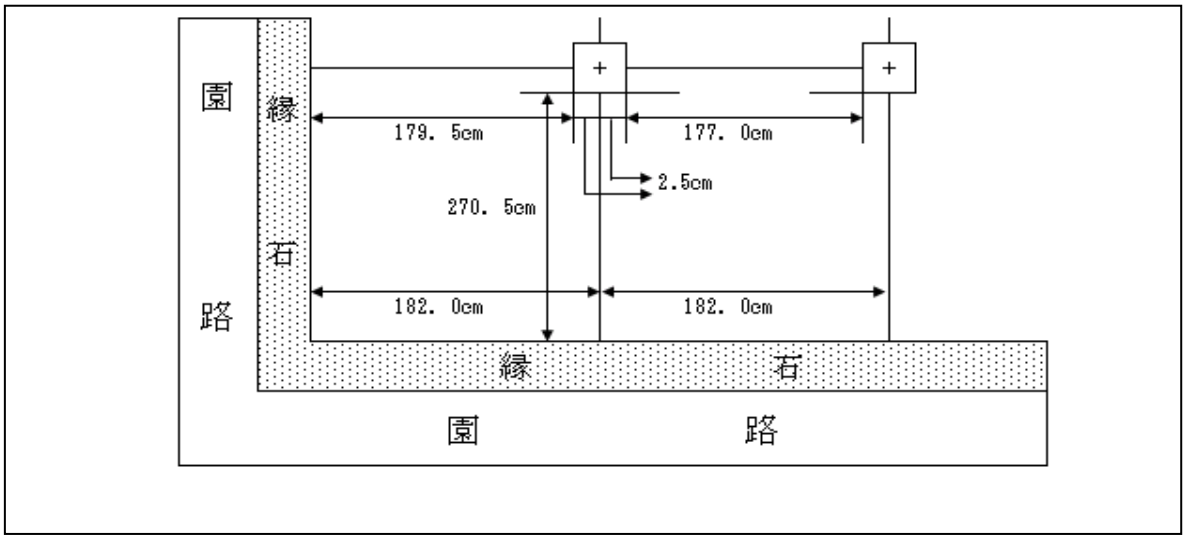

◎　その他注意事項

①１種～４種までの区画について

・　塔婆立が囲障と一体となっている「一体型塔婆立」は，塔婆立の高さとする。

・　囲障に飾りとして設置される柱等は，擬宝珠（ぎぼし）と同じ制限とする。

図１（１種～４種の設置イメージ）

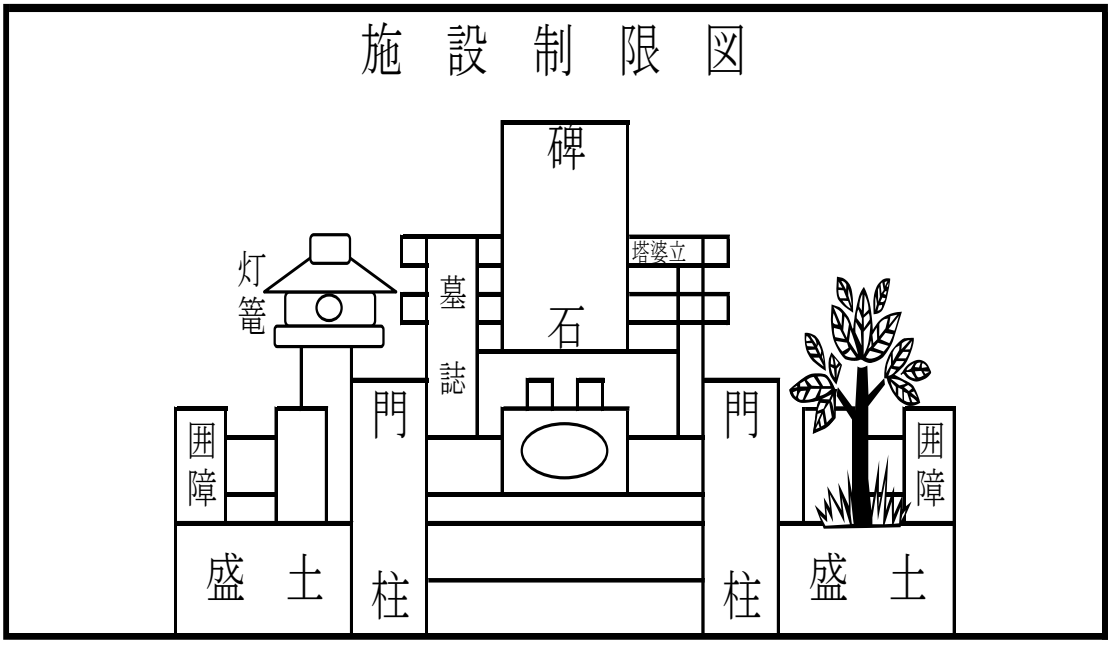

②芝生区画について

・　高さは，花立や香炉も含め，納骨室の天端から 0.6mとする。

・　墓石等は，既設の納骨室上からはみ出させずに，墓域中心部側から外周園路側に向かって設置する。

図２（芝生墓地の設置イメージ）

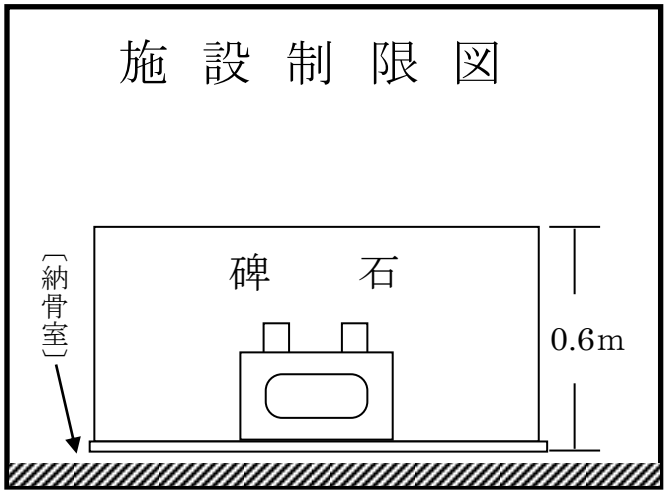

図３（芝生墓地の墓石等の向き）

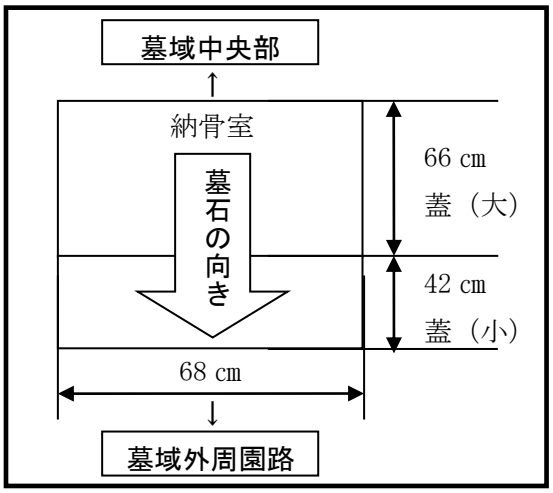

市営霊園地図

北山霊園

所在地：宇都宮市岩本町 483 番地

管理事務所電話番号：028-624-0316

聖山公園

所在地：宇都宮市上欠町 345 番地１

管理事務所電話番号：028-645-3712

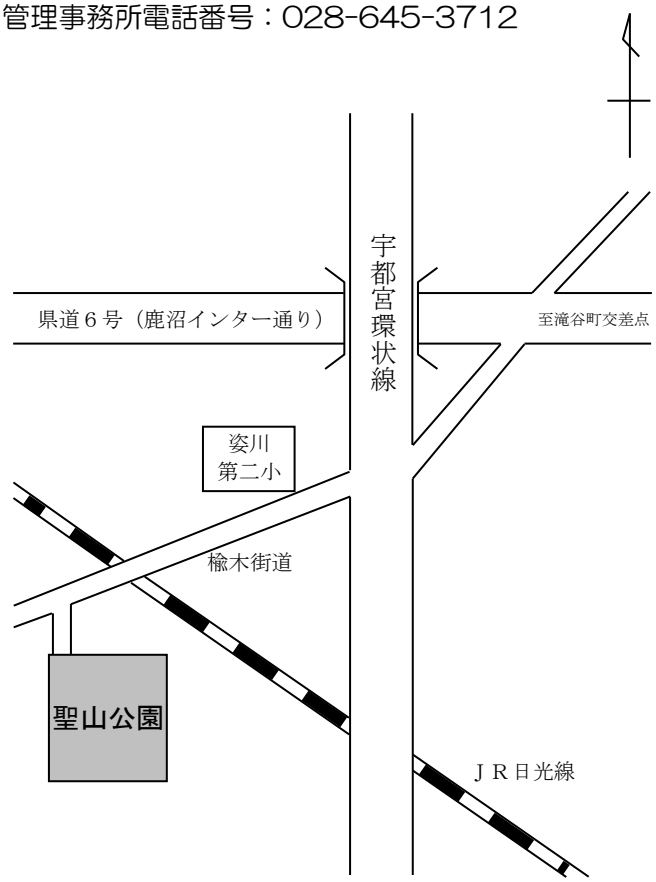

上河内東山霊園

所在地：宇都宮市中里町６６７番地１

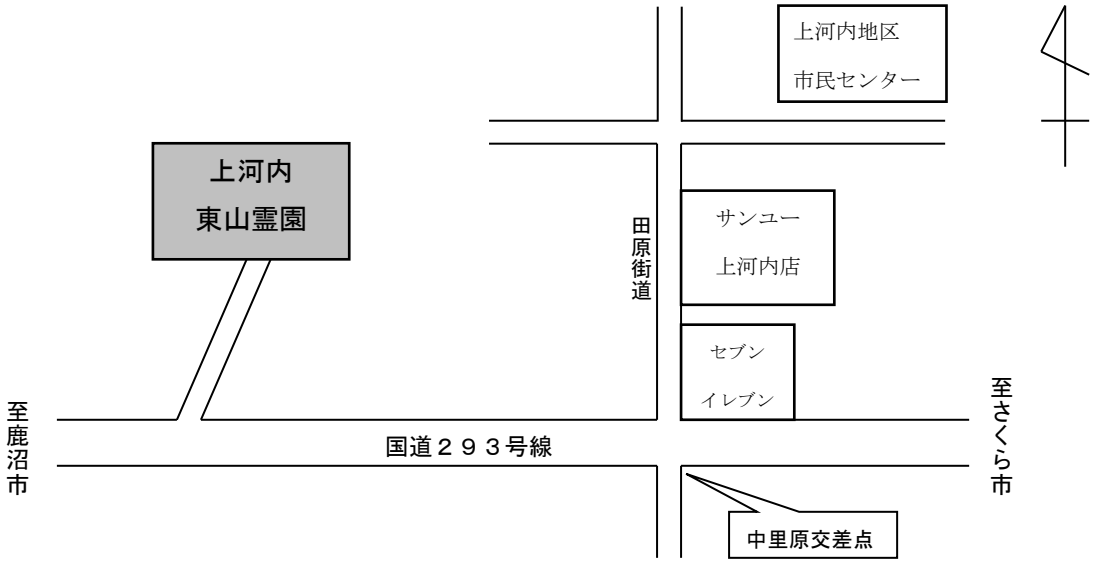

東の杜公園

所在地：宇都宮市氷室町 2272 番地 1

管理事務所電話番号：028-667-8588

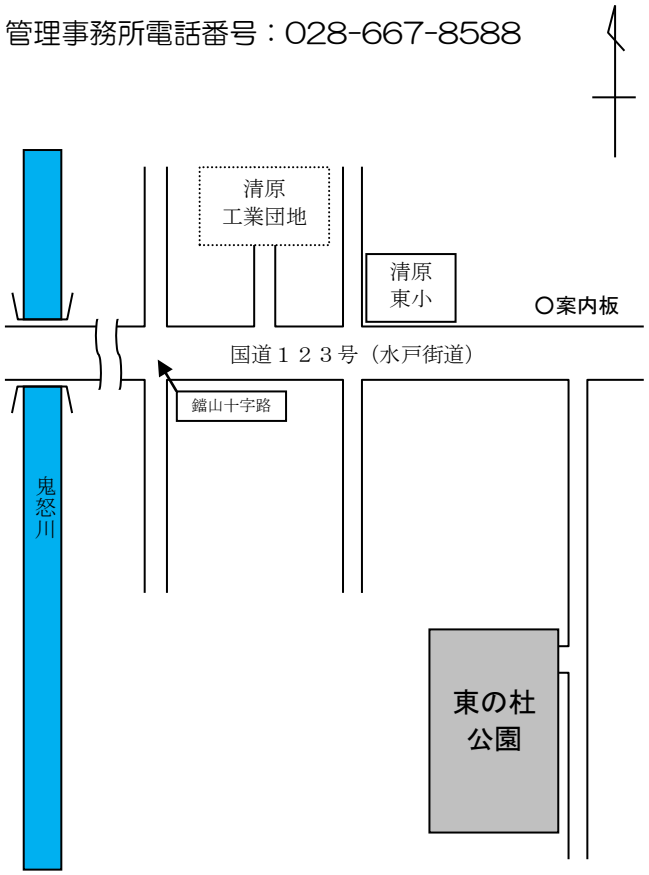

河内北霊園

所在地：宇都宮市白沢町 1712 番地 4

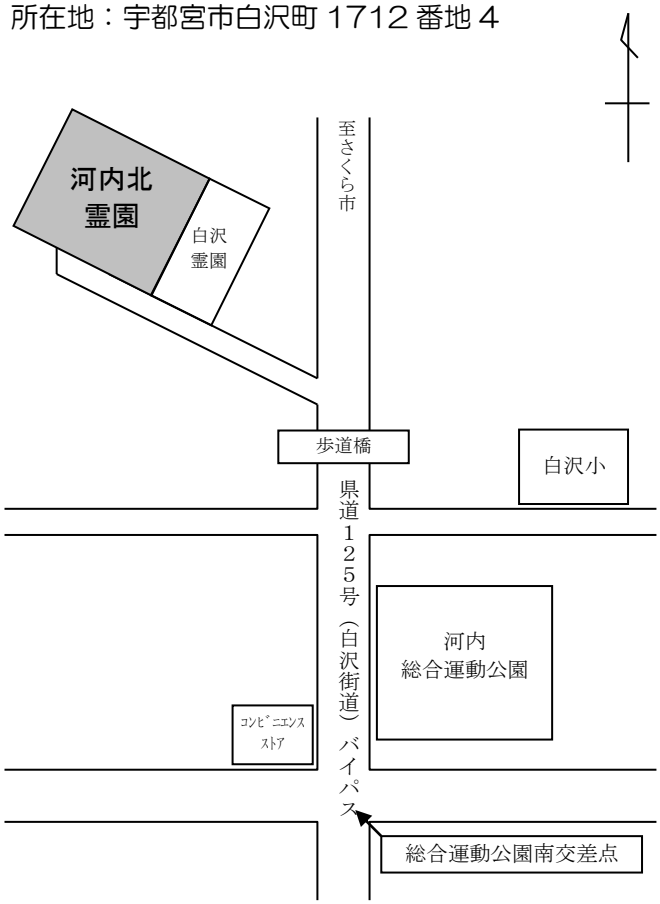

問い合わせ先

北山霊園管理事務所	電話：６２４－０３１６
聖山公園管理事務所	電話：６４５－３７１２
東の杜公園管理事務所	電話：６６７－８５８８
生活安心課（市役所２階）	電話：６３２－２８１９